# 電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱

第 1	総則 ————————————————————————————————————	——1
1	電子登録債権等の定義	1
2	登録	1
3	登録の請求	2
4	登録の効力	3
5	登録の訂正等	3
6	登録に関する管理機関の責任	4
第 2	電子登録債権の発生	5
1	電子登録債権の発生の要件	5
2	発生登録	5
第 3	登録保証 ————————————————————————————————————	6
1	登録保証の定義	6
2	登録保証の独立性	7
3	民法等の適用除外	7
4	保証登録	7
5	特別求償権	8
第 4	登録記録の分割	——9
1	分割の請求権者	9
2	分割登録	9
3	分割登録に伴う記録	10
4	分割登録の請求における請求情報	12
5	その他	12
第 5	電子登録債権の譲渡	—12
1	譲渡による移転の要件	12
2	譲渡登録	12
3	譲渡登録の効力	13
第 6	雷子登録債権の消滅	—14

	1	支払免責14
	2	混同14
	3	消滅時効14
	4	支払等登録14
第	7	登録事項の変更16
	1	電子登録債権等の内容の意思表示による変更の要件16
	2	変更登録手続16
	3	変更登録の瑕疵17
第	8	その他
	1	質権18
	2	信託
	3	登録記録等の開示21
	4	電子登録債権に関する差押え等22
	5	その他23

### 電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱

### 第1 総則

- 1 電子登録債権等の定義
  - (1) 「電子登録債権(仮称)」とは,発生登録若しくは保証登録をその発生のために必要な要件とする金銭債権又は特別求償権をいうものとする。
  - (2) 「登録原簿(仮称)」とは、登録記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもって管理機関(仮称)が調製するものをいうものとする。
  - (3) 「登録記録(仮称)」とは,発生登録又は分割登録をする際に電子登録債権を登録するために作成される電磁的記録であって,当該電子登録債権についての譲渡登録,支払等登録その他の登録がされるものをいうものとする。

#### 2 登録

- (1) 登録は、管理機関が登録原簿に登録事項を記録することによって行うものとする。
- (2) 登録は、この要綱又は法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないものとする。
- (3) 管理機関は、この要綱に基づく法令の規定による登録の請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る登録をしなければならないものとする。
- (4) 管理機関は,業務規程で,保証登録,分割登録若しくは質権設定登録を

しないこととし、又はこれらの登録若しくは譲渡登録について制限をすることを定めることができるものとする。この場合において、管理機関がその定めを登録していないときは、何人も、当該業務規程の定めの効力を主張することができないものとする。

- (5) 管理機関は、同一の電子登録債権に関し2以上の登録が請求されたときは、これらの登録を請求があった順序に従って行わなければならないものとする。
- (6) 同一の電子登録債権に関し同時に2以上の登録が請求された場合において,請求に係る登録の内容が相互に矛盾するときは,(3)にかかわらず,管理機関は,いずれの請求に基づく登録もしてはならないものとする。
- (7) 同一の電子登録債権に関し2以上の登録が請求された場合において,そ の前後が明らかでないときは,これらの請求は,同時にされたものとみな すものとする。

#### 3 登録の請求

- (1) 登録の請求は,この要綱又は法令に別段の定めがある場合を除き,登録権利者(当該登録をすることにより,登録上,直接に利益を受ける者をいう。以下同じ。)及び登録義務者(当該登録をすることにより,登録上,直接に不利益を受ける者をいう。以下同じ。)又はこれらの者の相続人その他の一般承継人の双方がしなければならないものとする。
- (2) 登録権利者又は登録義務者に登録の請求をすべきことを命ずる確定判決 による登録は、当該請求をしなければならない他の登録権利者又は登録義 務者だけですることができるものとする。
- (3) 登録の請求は,請求者の氏名又は名称及び住所その他の登録の請求に必要な情報として政令で定めるものを管理機関に提供してしなければならな

いものとする。

- (4) 登録の請求又はその撤回の方式,請求事項の内容その他請求に関する事項は,この要綱に別段の定めがある場合を除き,当該請求を受ける管理機関が業務規程で定めるところによるものとする。
- (5) 意思の不存在・意思表示の瑕疵と第三者保護
  - a. 登録の請求の意思表示をした者は、善意でかつ重大な過失がない第三者(詐欺又は強迫による取消しにあっては、取消し後の第三者に限る。) に対して、心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺若しくは強迫による取消しを対抗することができないものとする。
  - b. 次に掲げる場合には, a は適用しないものとする。

登録の請求の意思表示をした者が消費者(消費者契約法第2条第1項に規定する消費者をいう。以下同じ。)である場合

支払期日以後に電子登録債権の譲渡,質入れ又は差押え(分割払の方法により支払う電子登録債権にあっては,到来した支払期日に係る部分についてのものに限る。)があった場合において,aの第三者が,その譲受人,質権者又は差押債権者であるとき

(6) 登録の請求についての民法第117条第2項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」と読み替えるものとする。

### 4 登録の効力

- (1) 電子登録債権の内容は、登録原簿の記録により定まるものとする。
- (2) 登録名義人(登録上,電子登録債権の債権者又は質権者である者をいう。 以下同じ。)は,登録に係る電子登録債権についての権利を適法に有するも のと推定するものとする。
- 5 登録の訂正等

(1) 管理機関は,次に掲げる場合には,登録の訂正をしなければならないものとする。ただし,当該訂正について登録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては,当該第三者の承諾があるときに限るものとする。

請求の内容と異なる内容の登録がされている場合

請求がなければ登録をすることができない事項について,請求がないのに登録がされている場合

管理機関が自らの権限により登録すべき事項について,登録すべき内容と異なる内容の登録がされている場合

管理機関が自らの権限により登録すべき事項について,その登録がされていない場合(一の登録の全部について登録がされていない場合を除く。)

- (2) 管理機関は、登録記録の保存期間が経過する前に登録が消去されたときは、当該登録の回復をしなければならないものとする。この場合においては、(1)のただし書を準用するものとする。
- (3) 管理機関が(1)又は(2)により登録の訂正又は回復をしたときは、その内容を登録権利者及び登録義務者(登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人)に通知しなければならないものとする。
- 6 登録に関する管理機関の責任
  - (1) 不実の登録についての管理機関の責任

管理機関は、登録原簿に請求と異なる内容が登録されたとき、請求がないにもかかわらず登録がされたとき、管理機関が自らの権限により登録すべき事項について、その登録がされず、若しくは事実と異なる登録がされたとき又は登録記録の保存期間が経過していないにもかかわらず登録が消去されたときは、これによって当該登録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、管理機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。

### (2) 権限がない者の請求による登録についての管理機関の責任

管理機関は、代理権を有しない者又は他人になりすました者の請求により登録をした場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、管理機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでないものとする。

### 第2 電子登録債権の発生

1 電子登録債権の発生の要件

電子登録債権(保証登録によって生ずるもの及び特別求償権を除く。)は、発生登録をすることによって生ずるものとする。

### 2 発生登録

### (1) 登録事項

発生登録の登録事項は、次のとおりとするものとする。

債務者が一定の金額を支払う旨

支払期日(確定日に限るものとし,分割払の方法により債務を支払う場合にあっては,各支払期日とするものとする。)

債権者の氏名又は名称及び住所

債権者が2人以上ある場合において,その債権が不可分債権であると きはその旨,可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額

債務者の氏名又は名称及び住所

債務者が2人以上ある場合において,その債務が不可分債務又は連帯 債務であるときはその旨,可分債務であるときは債務者ごとの債務の金 額

支払方法についての定めをするときは、その定め(分割払の方法により債務を支払う場合にあっては、各支払期日ごとに支払う金額を含む。) 期限の利益の喪失についての定めをするときは、その定め 善意取得又は人的抗弁の切断の規定を適用しない旨の定めをするとき は、その定め

保証登録,分割登録,譲渡登録若しくは質権設定登録をすることができないこととし,又はこれらの登録を制限する旨の定めをするときは, その定め

利息,遅延損害金又は違約金についての定めをするときは,その定め 登録記録番号

登録の年月日

管理機関が第1の2(4)により保証登録,分割登録若しくは質権設定登録をしないこととし,又はこれらの登録若しくは譲渡登録を制限する旨の定めをするときは,その定め

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

### (2) 管理機関による登録の制限

(1)にかかわらず、管理機関は、業務規程の定めによって、(1)の (分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。)及び から までに掲げる事項について、その登録をしないこととし、又はその登録を制限することができるものとする。

#### (3) 発生登録の請求

発生登録の請求をする場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に定める事項のほか,(1)の から まで及び に掲げる事項とするものとする。ただし,(1)の (分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。)及び から までに掲げる事項については,管理機関が(2)の定めをした場合は,この限りでないものとする。

### 第3 登録保証

1 登録保証の定義

「登録保証(仮称)」とは,電子登録債権に係る債務を主たる債務とする保証であって,保証登録をしなければ効力が生じないものをいうものとする。

### 2 登録保証の独立性

- (1) 登録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者が登録の請求の無効、取消しその他の事由によりその債務を負担しない場合(電子登録債権の発生のために必要な登録事項の記録が欠けている場合を除く。)においても、その効力を妨げられないものとする。
- (2) 登録保証人については、民法第457条(主たる債務者に対する時効中断の効果・主たる債務者の債権による相殺の主張)(当該登録保証人が消費者である場合にあっては、同条第1項に限る。)の規定は、適用しないものとする。
- (3) (1)は,登録保証人が消費者である場合には,適用しないものとする。

### 3 民法等の適用除外

登録保証については、民法第452条(催告の抗弁)、第453条(検索の抗弁)、第456条(数人の保証人がある場合)及び第458条(連帯保証人について生じた事由の効力)並びに商法第511条第2項(商事の保証債務の連帯性)の規定は、適用しないものとする。

### 4 保証登録

(1) 登録事項

保証登録の登録事項は、次のとおりとするものとする。

登録保証をする旨

登録保証人の氏名又は名称及び住所

主たる債務者の氏名又は名称及び住所その他主たる債務を特定するために必要な事項

登録保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め

登録保証人が保証登録をした時の債権者に対抗することができた事由 について人的抗弁の切断の規定を適用しない旨の定めをするときは、そ の定め

### 登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

#### (2) 制限に抵触する登録の禁止

管理機関は,発生登録(当該発生登録について変更登録がされているときは,当該変更登録を含む。)において保証登録を禁止し,又は制限する記録がされているときは,その記録の内容に抵触する保証登録をしてはならないものとする。

### (3) 保証登録の請求

保証登録を請求する場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に定める事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

登録保証の主たる債務に係る電子登録債権が記録された登録記録の登録記録番号

(1)の から まで及び に掲げる事項。ただし,(1)の 及び に掲げる事項については,(2)の記録がされているときは,この限りでないものとする。

#### 5 特別求償権

登録保証人が主たる債務者として記録されている者に代わって弁済その他の自己の財産をもって主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為(以下「弁済等」という。)をした場合において、その旨の支払等登録がされたときは、民法第459条、第462条、第463条及び第465条の規定にかかわらず、その登録保証人は、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める額を請求することができる権利(以下「特別求償権」という。)を有するものとする。ただし、に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて弁済等をした場合に限るものとする。

主たる債務者又は当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の 登録保証人(以下「共同登録保証人」という。)であって,当該弁済等をし た登録保証人が登録保証債務を負担する前に当該登録保証人に対して登録 保証債務を負担したことがあるもの 弁済額その他の共同の免責を得た額, 弁済等をした日以後の遅延損害金の額及び避けることができなかった費用 の額の合計額

共同登録保証人(に規定するもの及び当該弁済等をした登録保証人の 登録保証債務について債権者となったことがあるものを除く。) に定め る額のうち、当該共同登録保証人の負担部分の額

主たる債務者として記録されている者が主たる債務として記録されている債務について弁済等をしたとするならば、 又は に掲げる者に該当するもの 主たる債務者として記録されている者が当該登録保証人がした弁済等をしたとするならば、行使することができた特別求償権の額

### 第4 登録記録の分割

1 分割の請求権者

電子登録債権の債権者であることが登録記録に記録されている者は,当該電子登録債権が記録されている登録記録(以下「原登録記録」という。)を分割する登録(以下「分割登録」という。)を単独で請求することができるものとする。

### 2 分割登録

(1) 分割登録において分割登録記録(分割登録をする際に新たに作成される 登録記録をいう。以下同じ。)に記録すべき登録事項は,次のとおりとする ものとする。

原登録記録の登録記録番号及び原登録記録から分割した旨 分割登録記録の登録記録番号

発生登録における債務者で分割登録記録に記録されるものが一定の金額を支払う旨

債権者の氏名又は名称及び住所 登録の年月日

(2) 分割登録において原登録記録に記録すべき登録事項は,次のとおりとするものとする。

分割をした旨 分割登録記録の登録記録番号 登録の年月日

(3) 管理機関は,発生登録(当該発生登録について変更登録がされているときは,当該変更登録を含む。)において分割登録を禁止し,又は制限する記録がされているときは,その記録の内容に抵触する分割登録をしてはならないものとする。

### 3 分割登録に伴う記録

(1) 分割登録記録への記録

管理機関は,分割登録をするのと同時に,分割登録記録に次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

分割登録記録に記録される電子登録債権についての原登録記録中の現 に効力を有する登録において記録されている事項であって,次に掲げる 事項以外のもの

- イ 債務者が一定の金額を支払う旨
- ロ 当該電子登録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における各支払期日及び各支払期日ごとに支払う金額
- 八 登録可能回数(保証登録,分割登録,譲渡登録又は質権設定登録を することができる回数をいう。以下同じ。)が記録されている場合にお けるその登録可能回数
- 二 登録記録番号
- ホ 原登録記録に分割登録がされている場合における当該分割登録にお いて記録されている事項

分割登録記録に記録される電子登録債権について原登録記録に2以上の支払期日が記録されている場合には,当該支払期日のうちの当該電子登録債権の支払期日

に規定する場合において,分割登録記録に記録される電子登録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは,原登録記録に記録されている各支払期日ごとに支払う金額のうち,当該電子登録債権の各支払期日ごとに支払う金額

原登録記録に登録可能回数が記録されているときは,当該登録可能回数のうち,分割登録記録における登録可能回数

### (2) 原登録記録への記録

管理機関は,分割登録をするのと同時に,原登録記録に次に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

分割登録記録に記録される電子登録債権について原登録記録に記録されている事項のうち,(1) イから八までに掲げる事項の記録を削除する旨

発生登録における債務者が原登録記録に記録されている第2の2(1)に規定する一定の金額から2(1) に規定する一定の金額を控除した残額を支払う旨

分割登録に記録される電子登録債権について原登録記録に2以上の支払期日が記録されている場合には,当該電子登録債権のうち分割登録の後も原登録記録に引き続き記録されることとなるものの支払期日

に規定する場合において,分割登録の後も原登録記録に引き続き記録されることとなる電子登録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは,分割登録の前における各支払期日ごとに支払う金額のうち,当該電子登録債権の各支払期日ごとに支払う金額

原登録記録に登録可能回数が記録されているときは,当該登録可能回数から(1) により分割登録記録に記録される登録可能回数を控除した残りの登録可能回数

4 分割登録の請求における請求情報

分割登録を請求する場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に定める事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

原登録記録の登録記録番号

分割をする旨

2(1) 及び 並びに3(1) から までに掲げる事項

### 5 その他

分割登録記録に記録される電子登録債権について原登録記録に債権者ごとの債権の金額若しくは債務者ごとの債務の金額が記録されている場合,当該電子登録債権が特別求償権である場合,原登録記録に一部保証登録がされている場合等について,1から4までについての特例の規定を整備するものとする。

### 第5 電子登録債権の譲渡

1 譲渡による移転の要件

電子登録債権の譲渡は,譲渡登録をしなければ,その効力を生じないものとする。

### 2 譲渡登録

(1) 登録事項

譲渡登録の登録事項は、次のとおりとするものとする。

電子登録債権の譲渡をする旨

譲渡人が登録義務者の相続人であるときは,譲渡人の氏名及び住所 譲受人の氏名又は名称及び住所

登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

### (2) 制限に抵触する登録の禁止

管理機関は,発生登録(当該発生登録について変更登録がされているときは,当該変更登録を含む。)において譲渡登録を禁止し,又は制限する記録がされているときは,その記録の内容に抵触する譲渡登録をしてはならないものとする。

### (3) 譲渡登録の請求

譲渡登録を請求する場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に定める事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。 譲渡に係る電子登録債権が記録された登録記録の登録記録番号 (1)の から まで及び に掲げる事項

### 3 譲渡登録の効力

### (1) 善意取得

- a. 譲渡登録の請求により電子登録債権の譲受人として記録された者は, 当該電子登録債権を取得するものとする。ただし,その者に悪意又は重 大な過失があるときは,この限りでないものとする。
- b. aは,電子登録債権の譲渡人(消費者である場合に限る。)がした譲渡 登録の請求の意思表示が効力を有しない場合において,電子登録債権の 譲受人が当該譲渡登録後にされた譲渡登録の請求により記録された者で あるときは,適用しないものとする。

### (2) 人的抗弁の切断

- a. 登録債務者(発生登録における債務者及び登録保証人をいう。以下同じ。)は,当該電子登録債権の債権者に当該電子登録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもって当該債権者に対抗することができないものとする。ただし,当該債権者が債務者を害することを知って電子登録債権を取得したときは,この限りでないものとする。
- b. aは, 登録債務者が消費者である場合には, 適用しないものとする。

### (3) 支払期日後の譲渡登録

支払期日以後に行われた電子登録債権の譲渡(分割払の方法により支払う電子登録債権にあっては,到来した支払期日に係る部分に限る。)については,善意取得及び人的抗弁の切断の規定は,適用しないものとする。

### 第6 電子登録債権の消滅

#### 1 支払免責

電子登録債権の登録名義人で当該電子登録債権の支払を受ける権利を有しないものに対してした支払は、その支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。

#### 2 混同

- (1) 登録債務者が当該電子登録債権を取得した場合には,支払等登録をしない限り,当該電子登録債権は,混同(民法第520条本文)により消滅しないものとする。
- (2) 発生登録における債務者は、当該電子登録債権を取得しても、登録保証 債務の履行を請求することができず、また、登録保証人は、自己が登録保 証をした電子登録債権を取得しても、他の登録保証人(弁済等をしたとす るならば、電子登録債権を取得した登録保証人に対して特別求償権を行使 することができるものに限る。)に対する登録保証債務の履行請求権を行 使することができないものとする。

#### 3 消滅時効

電子登録債権は,3年間行使しないときは,時効によって消滅するものとする。

#### 4 支払等登録

### (1) 登録事項

支払等登録の登録事項は,次のとおりとするものとする。

支払,相殺その他の債務を消滅させる行為(以下「支払等」という。) により消滅した登録名義人に対する債務を特定するために必要な事項

支払等の金額その他当該支払等の内容(利息,遅延損害金若しくは違約金が生じている場合又は支出した費用がある場合にあっては,消滅した元本の額を含む。)

支払等がされた日

支払等をした者の氏名又は名称及び住所

支払等をした者が当該支払等をするについて正当な利益を有する者で あるときは、その旨

登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

### (2) 支払等登録の請求権者等

a. 請求権者

支払等登録は,次に掲げる者が単独で請求することができるものとする。

当該支払等登録についての登録義務者

に掲げる者の相続人その他の一般承継人

次に掲げる者で 又は に掲げる者の全員の承諾を得たもの

- イ 登録債務者
- ロ 支払等をした者( に掲げる者及び登録債務者を除く。)
- ハ イ又は口に掲げる者の相続人その他の一般承継人
- b. 支払等をした者の承諾請求
  - イ 電子登録債権又はこれを目的とする質権の被担保債権(ロにおいて「電子登録債権等」という。)について支払等がされた場合には, a に掲げる者は, a 又は に掲げる者に対し,当該電子登録債権についての支払等登録の請求について承諾すべきことを請求することができるものとする。
  - 口 電子登録債権等の支払をする者は, a 又は に掲げる者に対し, 当該支払をするのと引換えに,当該電子登録債権についての支払等登

録の請求について承諾することを請求することができるものとする。

(3) 請求の際に提供すべき情報

支払等登録の請求をする場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に掲げる事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

支払等がされた債務が記録された登録記録の登録記録番号

(1) から まで及び に掲げる事項

(4) 当事者の請求によらない支払等登録

管理機関は,電子登録債権の支払に係る送金又は入金の手続を行った金融機関から入金についての連絡を受けた場合には,直ちに,当事者の請求によらずに,(1)に掲げる事項を記録しなければならないものとする。

### 第7 登録事項の変更

1 電子登録債権等の内容の意思表示による変更の要件

電子登録債権又はこれを目的とする質権の内容の意思表示による変更は, この要綱に別段の定めがある場合を除き,変更登録をしなければ,その効力を生じないものとする。

### 2 変更登録手続

(1) 登録事項

変更登録の登録事項は、次のとおりとするものとする。

変更する登録事項を特定するために必要な事項

登録事項を変更する旨及びその原因

に掲げる事項についての変更後の内容(当該登録事項を削除する場合にあっては、削除する旨)

登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

### (2) 変更登録の請求権者

a. 原則的な請求権者

変更登録の請求は、当該変更登録をすることにつき登録上の利害関係を有する者(その者について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人)の全員がしなければならないものとする。

b. 一般承継が生じた場合の取扱い

相続又は法人の合併による登録名義人又は登録債務者の変更を内容とする変更登録は、aにかかわらず、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人だけで請求することができるものとする。ただし、相続人が二人以上ある場合にあっては、その全員が当該変更登録を請求しなければならないものとする。

c. 改名等の場合の取扱い

登録名義人又は登録債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更登録は、aにかかわらず、その者だけで請求することができるものとする。他の者の権利義務に影響を及ぼさないことが明らかな変更登録であって業務規程で定めるものについても、同様とするものとする。

### (3) 請求の際に提供すべき情報

変更登録の請求をする場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に掲げる事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

変更登録することとなる電子登録債権が記録された登録記録の登録記録番号

(1) から まで及び に掲げる事項

### 3 変更登録の瑕疵

(1) 変更登録がその請求の意思表示の無効,取消しその他の事由により効力 を有しない場合には,当該変更登録の前に債務を負担した登録債務者は, 当該変更登録による変更前の登録記録の内容に従って責任を負うものとす る。ただし,当該変更登録の請求を適法にした者の間においては,当該請求をした登録債務者は,当該変更登録による変更後の登録記録の内容に従って,その責任を負うものとする。

(2) (1)に規定する場合には,当該変更登録の後に債務を負担した登録債務者は,当該変更登録による変更後の登録記録の内容に従って責任を負うものとする。

#### 第8 その他

### 1 質権

- (1) 電子登録債権の質入れ
  - a. 電子登録債権を目的とする質権の設定は,質権設定登録をしなければ, その効力を生じないものとする。
  - b. 民法第362条第2項の規定は,電子登録債権を目的とする質権については適用しないものとする。
  - c. 民法第342条,第343条,第346条,第348条から第351 条まで,第374条,第378条,第390条,第391条,第398 条の2から第398条の10まで,第398条の19,第398条の2 0(第1項第3号を除く。)及び第398条の22の規定は,電子登録債 権を目的とする質権について準用するものとする。

### (2) 質権設定登録

a. 通常の質権の設定登録の登録事項

質権設定登録(根質権の質権設定登録を除く。)の登録事項は,次のとおりとするものとする。

質権を設定する旨

質権者の氏名又は名称及び住所

被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所,被担保債権の額又は 価格その他被担保債権を特定するために必要な事項

被担保債権につき利息、遅延損害金又は違約金についての定めがあ

るときは,その定め

被担保債権に付した条件があるときは、その条件

- (1) c において準用する民法第346条ただし書の別段の定めをするときは, その定め
- 一の登録記録における質権設定登録及び転質の登録がされた順序を 示す番号(以下「質権番号」という。)

登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

b. 根質権の設定登録の登録事項

根質権の質権設定登録の登録事項は,次のとおりとするものとする。

根質権を設定する旨

根質権者の氏名又は名称及び住所

担保すべき債権の債務者の氏名又は名称及び住所

担保すべき債権の範囲及び極度額

担保すべき元本の確定すべき期日の定めをするときは、その定め 質権番号

登録の年月日

から までに掲げるもののほか,政令で定める事項

c. 制限に抵触する登録の禁止

管理機関は,質権の目的である電子登録債権の発生登録(当該発生登録について変更登録がされているときは,当該変更登録を含む。)において質権設定登録を禁止し,又は制限する記録がされているときは,その記録の内容に抵触する質権設定登録をしてはならないものとする。

d. 通常の質権の設定登録の請求

質権設定登録(根質権の設定登録を除く。)の請求をする場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に掲げる事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

質権の目的である電子登録債権が記録された登録記録の登録記録番号

aの から まで及び に掲げる事項

#### e. 根質権の設定登録の請求

根質権の質権設定登録の請求をする場合に管理機関に提供しなければならない情報の内容は,第1の3(3)に掲げる事項のほか,次に掲げる事項とするものとする。

質権の目的である電子登録債権が記録された登録記録の登録記録番号

bの から まで及び に掲げる事項

### (3) 質権設定登録の効力

譲渡登録の効力についての規定(第5の3)は,質権設定登録を受けた者について準用するものとする。

### (4) 転質

- a. (1) c において準用する民法第348条の規定による転質は,転質の登録をしなければ,その効力を生じないものとする。
- b. 転質の登録については,転質の目的である質権の質権番号をも記録しなければならないものとするほか,(2)(cを除く。)を準用するものとする。

### (5) 質権についてのその他の登録

質権の順位の変更の登録及び根質権の元本の確定の登録についての規定を整備するものとする。

### 2 信託

- (1) 電子登録債権については,信託登録(信託財産に属する旨の登録をいう。)をしなければ,当該電子登録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。
- (2) 信託登録についての規定を整備するものとする。その際,信託目録は 作成しないものとする。

#### 3 登録記録等の開示

### (1) 登録事項の開示

次の各号に掲げる者、その相続人その他の一般承継人及びこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、管理機関に対し、業務規程の定める費用を支払って、登録記録に記録されている事項のうち、それぞれ当該各号に定める事項について、主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は当該事項の全部若しくは一部の証明をした書面若しくは電磁的記録(以下「登録事項証明書等」という。)の提供の請求(以下「開示請求」という。)をすることができるものとする。ただし、当該事項のうち政令で定めるものについては、この限りでないものとする。

登録名義人 すべての登録名義人,登録債務者並びに個人である譲渡 登録の譲受人であって登録名義人でないもの及びその相続人であって譲 渡登録の譲渡人として記録されているものに係る登録において記録され ている事項

自己の氏名又は名称が登録債務者として記録されている者 次に定める事項

- イ すべての登録名義人及び登録債務者に係る登録において記録されて いる事項
- 口 開示請求者が,発生登録における債権者,譲渡登録の譲受人若しく は質権者として記録されている者であって登録名義人でないもの又は これらの者の相続人その他の一般承継人(以下「譲受人等」という。) に対して人的関係に基づく抗弁を有するときは,当該譲受人等から登 録名義人までの一連の譲渡登録又は質権設定登録若しくは転質の登録 (以下「質権等の登録」という。)に譲受人又は質権者として記録され ている者(登録名義人を除く。)の氏名又は名称及び住所
- ハ イに定める登録以外の登録であって政令で定めるものに記録されている事項

自己の氏名又は名称が登録記録に記録されている者であって, 及び に掲げる者以外のもの 次に定める事項

イ 開示請求者が登録の請求をした者となっている登録及び当該登録記

録中の発生登録(これらの登録について変更登録がされているときは, 当該変更登録を含む。)において記録されている事項

口 開示請求者から第三者への譲渡登録又は質権等の登録がされている場合において、開示請求者を代理する権限を有しない者又は開示請求者になりすました者の請求により当該登録がされたものであるときは、開示請求者から登録名義人までの一連の譲渡登録又は質権等の登録において譲受人又は質権者として記録されている者の氏名又は名称及び住所

から までの者のほか,政令で定める者 に定める事項

### (2) 登録の請求に際して提供された情報の開示

自己の氏名又は名称が登録の請求者として管理機関に提供された者は,管理機関に対し,業務規程の定める費用を支払って,当該登録の請求の際に管理機関に提供された情報につき,次に掲げる請求をすることができるものとする。当該登録の請求が適法かどうかにつき利害関係を有する者についても,正当な理由があるときは,利害関係を有する部分に限り,同様とするものとする。

当該情報が書面に記載されているときは,当該書面の閲覧の請求 の書面の謄本又は抄本の交付の請求

当該情報が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって管理機関が業務規程で定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

### 4 電子登録債権に関する差押え等

電子登録債権に関する強制執行,仮差押え及び仮処分の執行,競売並びに 没収保全(以下「差押え等」という。)の裁判手続に関し必要な事項は最高裁 判所規則で定め,差押え等その他の処分の制限がされた場合の登録に関し必 要な事項は法律の委任に基づく政省令において所要の規定を整備するものと する。

## 5 その他

以上のほか,登録記録の保存期間,罰則その他所要の規定を整備するものとする。